

油面小学校わかたけ学級及び大鳥中学校7組（肢体不自由特別支援学級） 送迎バスへの安全対策の実施について

1 経緯

令和4年9月に発生した通園バスにおける園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、国の関係法令の改正（令和5年4月1日施行、令和6年3月までの経過措置あり。）により、幼稚園及び保育所等並びに特別支援学校における送迎用バス等について、幼児・児童・生徒等の所在確認と安全装置の装備が義務付けられるとともに、学校における送迎用バス等について、児童・生徒の所在を確認することが義務付けられた。

小・中学校においては安全装置の装備の義務付けはないが、東京都はガイドラインに適合する安全装置の導入について推奨し、子どもの安心・安全性確保の取組を支援するため、国の支援策を踏まえ、送迎用バス等への安全装置の設置及び送迎用バス以外の事故防止に係る措置として、都独自に対象を拡充した補助を実施することとした。

については、油面小学校わかたけ学級及び大鳥中学校7組（肢体不自由特別支援学級）（以下「肢体不自由特別支援学級」という。）における送迎用バスの運行実態などを踏まえ、国や都の補助制度を活用した安全対策を実施し、子どもの安全・安心のより一層の確保を図るものとする。

2 実施概要

肢体不自由特別支援学級に通学する児童・生徒の特性を踏まえ、より一層安全な運行環境を確保する観点から、通学・校外学習に使用している送迎用バス2台に対し、国が策定するガイドラインに適合した「置き去り防止装置」を、令和5年4月3日に設置した。

※ 従来、児童・生徒の置き去り防止等については、送迎用バス2台の運行を委託している事業者が、添乗員及びバス運転手により、児童・生徒の乗降時のタイミングで「所在確認」を行っていた。

【補助スキーム】

補助割合	※ ¹ 国 (5/10)	※ ² 都 (10/10)
補助基準額 (上限額)	100万円/台	

※¹ 国は市場価格を踏まえた市場価格の半額程度を支援している。

※² 都は1台あたり100万円を限度に、国の支援策を超える部分を拡充して、支援している。

3 必要経費見込み (参考)

令和5年度執行予定分 350千円

(内訳)

① 通学バスへの置き去り防止装置の設置

@ 2台 × 175千円 = 350千円

※ 上記事業費に対して、東京都の区市町村立学校におけるバス等安全対策支援事業 (補助率 10/10) を活用することから、区の一般財源負担は生じない見込みである。

以 上